

正 誤

令和8年3月30日付け長野県教育委員会規則第9号「長野県高等学校授業料等の徴収に関する規則の一部を改正する規則」中

ページ 行 (箇所)

誤

31 18 第4条第1項中「授業料の」を「授業料又は受講料の」に改め、「(以下「授業料月額」という。)」を削り、同条第2項中「授業料月額」を「授業料の年額の12分の1に相当する額(以下この項及び第9条において「授業料月額」という。)」に改める。

正

第4条第1項中「授業料の」を「授業料又は受講料の」に改め、「(以下「授業料月額」という。)」を削り、同条第2項中「、授業料月額」を「、授業料の年額の12分の1に相当する額(以下この項及び第9条において「授業料月額」という。)」に改める。

高校教育課